

## 次期地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

### 1 業務委託名称

次期地域公共交通計画策定支援業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）に基づき、本市地域特性に適した持続可能な公共交通政策のマスタープランとなる、次期「酒田市地域公共交通計画」（計画期間：令和 8～12 年度）を策定することを目的とする。

### 3 委託期間

本契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### 4 履行場所

酒田市都市デザイン課（酒田市本町二丁目 2 番 45 号）

### 5 業務内容

#### （1）計画準備

本業務の目的及び趣旨を把握したうえで、業務全体の方針や手順、計画策定のために必要な検討項目を整理し、詳細な業務工程を検討・立案し、業務計画書を作成する。国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」や、「地域公共交通の「アップデートガイダンス」」などを参照し、地域公共交通計画に盛り込むべき項目・内容を漏れなく登載できるよう準備に努めること。

#### （2）本市の地域概況の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢 3 区分別、将来人口）や土地利用状況、主要施設分布状況、交通特性（国勢調査）など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

また、「本市総合計画（後期計画）」や「本市都市計画マスタープラン」、「本市国土利用計画」、「本市立地適正化計画」などの上位・関連計画や、公共交通の位置付け等について整理・把握する。

#### （3）乗合バスの乗降調査

本市乗合バス 6 路線について、委託者が指定する 7 日間分の乗降調査を行う。

#### （4）クロスセクター効果の分析

市内を運行する公共交通等に対してクロスセクター効果（公共交通が運行することにより抑制されている行政コスト）を算出することにより、利用者数や運行収支に加え多様な視点から路線を評価し、運行内容を検討する。

#### (5) 公共交通に関する課題整理

地域の現況特性、上位・関連計画におけるまちづくりの方向、市民の移動実態・ニーズ等から、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。交通不便・空白地域の分析、潜在需要の分析を行う。

#### (6) 本市地域公共交通計画（案）の策定

前項までの内容や活性化再生法での記載事項などを踏まえ、本市地域公共交通計画（案）を作成する。

今年度、山形県においても地域公共交通計画を策定するため、山形県地域公共交通計画との整合性を図ること。

#### (7) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。

### 6 成果品

本委託業務の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。

- ①業務報告書 2部
- ②地域公共交通計画書概要版（案）電子データ（加工が可能なデータ形式）
- ③地域公共交通計画（案）電子データ（加工が可能なデータ形式）

### 7 業務に必要な書類等

- (1) 業務着手時に、業務計画書を提出し、委託者の承認を得ること。
- (2) 業務完了時に、業務完了届に成果品を添えて、委託者の承認を得ること。

### 8 委託料の支払い

前項に掲げる書類について委託者の検査を受けた後、委託者に対し委託料の請求書を提出し、委託者は、受託者より正当な請求書を受け取ってから 30 日以内に受託者に対して支払うものとする。

### 9 成果品の帰属

成果品の著作権は、委託者に帰属する。

### 10 その他

- (1) 受託者は、本業務を実施するうえで、貸与が必要な資料等がある場合、委託者と協議するものとする。
- (2) 受託者は、本業務に関し知り得たこと第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。